

「東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業」業務委託基本仕様書

1 事業の目的について

東三河地域の魅力を発信するため、観光、産業及び生活情報など、地域の情報の玄関口となるポータルサイトを作成し、併せて、東三河地域の県関係機関の活動を積極的に情報発信するためのポータルサイトとしても活用する。

2 名称について

東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業

3 契約期間について

契約締結の日から平成24年3月31日まで

4 納入場所について

愛知県総務部総務課東三河県庁設置準備グループ

5 事業の実施内容について

(1) トップページ機能

- ・ (2)以下で製作する各コンテンツの集約
- ・ 東三河8市町村、各観光協会へのリンクの設定
- ・ 動画、画像の掲載

(2) コンテンツに関する事項

東三河の魅力を発信するためのコンテンツの提案

ア 東三河地域のもつポテンシャルの紹介

観光、農業、産業、自然 など

イ 東三河で頑張っている人の紹介

地域貢献している人・サークル・学校、農業で賞をとった人、補助金を活用して新製品の活用に取り組んでいる企業や人 など

ウ 東三河地域の食材を使ったレシピ集

エ 県民の皆様からの投稿による情報の充実

- ・ 子供たちからの投稿をもとに、まちの情報を充実
小学生の社会見学や自由研究、中学生の職場体験、
高校生・大学生のボランティア活動 など
- ・ 東三河の昔と今の画像を掲載し、ふるさとの変化を実感
- ・ クイズ 東三河検定

オ その他 東三河の魅力を発信できるもの

東三河地域の県地方機関を分かりやすく情報発信する仕組みの構築

- ・ 仕事現場からのレポート映像の製作（20機関×3分程度）
- ・ 県地方機関へのリンクの設定

東三河地域の20機関

東三河県民事務所、新城設楽山村振興事務所、東三河県税事務所、新城保健所、豊川保健所、新城設楽福祉相談センター、東三河福祉相談センター、新城設楽農林水産事務所、東三河農林水産事務所、東部家畜保健衛生所、新城設楽建設事務所、東三河建設事務所、三河港務所、東三河水道事務所、東三河教育事務所、東三河高等技術専門学校、愛知障害者職業能力開発校、森林・林業技術センター、三河港工事事務所、水産試験場

東三河地域単位にまとまっていると便利な生活情報の整理

- ・ 図書館、スポーツ施設など市民以外でも使える施設情報、もしもの時のために、隣町まで含めた救急医療情報、広域的（国、県、市など）な防災情報 など（リンクの設定による整理で可）
個々の市町村に限定された制度情報等は対象としない

(3)24年度以降のホームページの充実等に関する事項

県担当者の取材による映像や記事を容易に更新・掲載できる仕組み
マニュアルの作成等
県民の皆様からの映像や画像の投稿を容易に掲載できる仕組み
投稿したことがホームページ上で分かる仕組み
維持管理経費が安価となる仕組み

(4) W E B サイト全体に関する留意事項

従来の行政のホームページの枠を越えた斬新なデザイン
(例)市町村のゆるキャラの活用、本サイトのキャラ製作
閲覧者が目的に応じたページへ、誘導できるような仕組みや方法
コンテンツ体系やアイコンの工夫
提供する情報の位置を常に閲覧者が把握できるような工夫
東三河の地図を活用した情報の整理
見て分かることを徹底追及するための工夫
映像や画像を積極的に活用（動画共有サイトの活用可）

若年層を閲覧者層へ取り組む工夫

- ・スマートフォン、携帯電話への対応
- ・ツイッターやフェイスブックを活用した新着情報の発信 など

既存の県ホームページとの整合性

- 1 各提案事項の(例)は、参考に記載したものですので、提案内容の必須条件ではありません。
- 2 市町村、観光協会、商工会議所などのホームページに掲載されている映像や画像を活用していただくことは可能です。なお調整等が必要な場合は、県が各機関との窓口となります。

6 成果物の提出について

成果物は以下の通りとする。なお、文書により作成されるものについては、印刷物(A4判)を5部、電子媒体を1部、納品することとする。

実施結果報告書

雇用就業実績報告書

その他、県が指示したもの

7 事業実施における留意事項について

本事業は、「緊急雇用創出事業基金実施要領」に基づき実施するものであり、失業者の雇用など契約書に記載の要件を満たすこと。

本事業により作成する一切の成果物の権利は全て県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託事業者により適切に処理を行うものとする。

事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。

事業の実施に当たっては、県と定期的に会合をもち、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。また、会合について議事録を作成し、その都度提出して内容の確認を得るものとする。

その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。